

# 連合会 会員各位

ご協力、お願ひします

日貨協連発 122 号  
平成 28 年 11 月 4 日

日本貨物運送協同組合連合会  
会員連合会・協同組合 代表者殿

日本貨物運送協同組合連合会  
高速道路委員会  
委員長 中川 才助

## 協同組合の高速道路事業に関する調査

拝啓 平素は日貨協連の諸事業にご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 28 年 9 月 29 日に東日本高速道路㈱・中日本高速道路㈱・西日本高速道路㈱の高速道路 3 社が「大口・多頻度割引制度の割引率について」(詳細別添 1)を公表し、同日高速道路会社 3 社に首都高速㈱、阪神高速㈱、本州四国連絡高速道路㈱の 3 社を加えた高速道路 6 社が「車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止装置等の見直しについて」(詳細別添 2)を公表したところです。

当委員会では、直ちに会員連合会・協同組合宛に公表内容等を発出するとともに、日貨協連メールマガジン、日貨協連ホームページ及び機関誌「月刊日貨協連」などの広報媒体も活用し周知に努めたところです。

その後開催した平成 28 年度第 1 回委員会(開催日：平成 28 年 10 月 25 日 政策委員会との合同開催)において、上記による ETC2.0 の現況や高速道路等においての過積載等の違反取締強化とこれに伴う大口・多頻度割引停止措置等について議論し、社会との共生を図る上で「コンプライアンス」(法令順守)は不可欠であるが、来年 4 月から実施される上でいくつか課題があるのではないかとの意見が複数寄せられました。

そこで、当委員会ではさらに広く高速道路事業を行う協同組合からの意見を集約するため表題の「協同組合の高速道路事業に関する調査」を緊急に実施することとなりました。

つきましては、協同組合の重要な主軸事業である「高速道路事業に関する調査」でありますので、何卒、多くのご回答をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、連合会会員におかれましては、傘下協同組合に本状並びに調査票をご回送くださいますよう、お願い申し上げます。

敬具

# 別添1

平成28年9月29日  
東日本高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社

## 大口・多頻度割引の割引率について

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社は、平成28年4月以降、車両単位割引の10%拡充措置については、ETC2.0搭載車両に限り適用することを基本とし、経過措置として、従来のETC搭載車にも半年程度を目途に適用しておりました。

今般、ETC2.0の普及状況も踏まえ、当該経過措置については、期間を3ヶ月延長した上で、平成28年12月末をもちまして終了することとなりましたのでお知らせいたします。

### 車両単位割引率(高速国道・一般有料道路ともに)

#### 【現行】

| 自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額 | 割引率      |
|-----------------------|----------|
| 5千円を超え、1万円までの部分       | 10%(20%) |
| 1万円を超え、3万円までの部分       | 20%(30%) |
| 3万円を超える部分             | 30%(40%) |

※( )内は、ETC2.0搭載車両に限り適用される割引率です。(平成29年3月末まで)

なお、経過措置として、平成28年4月1日以降、一定期間は従来のETC搭載車にも適用します。



#### 【変更後】

| 自動車1台ごとの1ヶ月の高速国道のご利用額 | 割引率      |
|-----------------------|----------|
| 5千円を超え、1万円までの部分       | 10%(20%) |
| 1万円を超え、3万円までの部分       | 20%(30%) |
| 3万円を超える部分             | 30%(40%) |

※( )内は、ETC2.0搭載車両に限り適用される割引率です。(平成29年3月末まで)

なお、経過措置として、平成28年4月1日から平成28年12月31日までは従来のETC搭載車にも適用します。

注)ETC2.0搭載車両を対象にした割引率の拡充については、平成30年3月末まで1年延長する予定

**別添2**

平成28年 9月29日

東日本高速道路株式会社  
 中日本高速道路株式会社  
 西日本高速道路株式会社  
 首都高速道路株式会社  
 阪神高速道路株式会社  
 本州四国連絡高速道路株式会社

**車両制限令違反者に対する  
大口・多頻度割引停止措置等の見直しについて**

東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「高速道路6会社」という。）は、平成28年10月1日から車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映することとしています。

高速道路6会社では、重量超過等の違反が後を絶たず、道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発的目的として、違反車両に対する徹底した指導取り締まりとあわせ、以下のとおり、平成29年4月1日から高速道路6会社各自の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を見直しすることとしましたので、お知らせします。

**(1) 割引停止措置等の見直し内容**

**①違反点数等の見直し**

**1) 【即時告発】悪質な違反者（重量が基準の2倍以上）に対する対応強化**

現行

| 即時告発の結果 | 措置（※） |
|---------|-------|
| 有罪      | 割引停止  |
| 不起訴     | —     |

平成29年4月1日～

| 即時告発の結果 | 措置（※）       |
|---------|-------------|
| 有罪      | 即時告発をもって一部  |
| 不起訴     | 割引停止（1か月以上） |

（※）即時告発の結果にかかわらず、違反に応じた点数は別途加算します。

**2) 【点数区分】措置命令等の発出基準に応じた違反点数区分の見直し**

現行

| 違反種別（※）  | 点数      |
|----------|---------|
| 指導警告     | —       |
| 措置命令A    | 3点～15点  |
| 措置命令B又はC | 5点～15点  |
| 即時告発相当   | 15点～30点 |

平成29年4月1日～

| 違反種別（※）  | 点数  |
|----------|-----|
| 指導警告     | 3点  |
| 措置命令A    | 5点  |
| 措置命令B又はC | 15点 |
| 即時告発相当   | 30点 |

（※）違反種別（指導警告、措置命令A～C）の用語の定義については、別紙を参照願います。

『即時告発相当』とは、措置命令B又はC相当の違反のうち重量が基準の2倍以上の違反を指します。

## ②累積期間等の見直し

### 1) 違反点数の累積期間を3か月（現行）から2年間（平成29年4月1日～）に拡大

現行

| 累積期間         | 適用要件                             |
|--------------|----------------------------------|
| 3か月<br>(四半期) | 高速道路6会社が指定する四半期において違反を繰り返した場合に適用 |

平成29年4月1日～

| 累積期間 | 適用要件       |
|------|------------|
| 2年間  | 累積点数に応じて適用 |

### 2) 違反点数の累積

現行

| 違反点数                        | 措置内容           |
|-----------------------------|----------------|
| 30点                         | 講習会等による指導及び警告  |
| 上記に定める警告期間内に30点以上           | 一部割引停止又は一部利用停止 |
| (※) 割引停止・利用停止は1年以内の期間を定めて設定 |                |

平成29年4月1日～

| 累積違反点数 | 措置内容        |
|--------|-------------|
| 30点    | 講習会等による指導   |
| 60点    | 一部割引停止(1か月) |
| 90点    | 一部割引停止(2か月) |
| 120点   | 一部利用停止(1か月) |
| 150点   | 一部利用停止(2か月) |

(※) ①1) の即時告発を行った場合は、累積違反点数にかかわらず、「一部割引停止(1か月以上)」を適用します。

#### 【累積違反点数に関する注意事項】

○ 累積違反点数150点以降も、30点ごとに一部利用停止期間が1か月ずつ延長されます。

例：累積違反点数180点 ⇒ 一部利用停止(3か月)、210点 ⇒ 一部利用停止(4か月)など  
 ○ 割引停止・利用停止の期間中に、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱(以下「NEXCO3社」という。)が定めるETCコーポレートカード利用約款、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱各社の営業規則に違反する行為が認められた場合は、更なる措置が適用されます。

## ③違反項目の見直し

### 1) 軸重超過に対する措置命令等の発出基準に応じた違反点数の設定

現行

| 軸重超過     | 点数 |
|----------|----|
| 指導警告     | なし |
| 措置命令B又はC |    |

平成29年4月1日～

| 軸重超過     | 点数  |
|----------|-----|
| 指導警告     | 3点  |
| 措置命令B又はC | 15点 |

(2) 割引停止措置等の実施方法 詳細等については別紙を参照願います。

(3) 適用開始時期

平成29年4月1日

FAX送信先：03-3355-2037(日貨協連事業部宛)

協同組合の高速道路事業に関する緊急調査 調査票

|                     |   |                     |   |                           |     |  |
|---------------------|---|---------------------|---|---------------------------|-----|--|
| 貴組合名                |   |                     |   | TEL                       |     |  |
| ご記入者                |   | 役職                  |   | 記入                        | 年月日 |  |
| 貴組合<br>事業者数         | 社 | 貴組合員(事業者)<br>保有車両台数 | 台 | ETCコーポ<br>レートカード利用        | 有・無 |  |
| コーポレートカード<br>利用組合員数 | 社 | コーポレート<br>カード枚数     | 枚 | コーポレート<br>カード利用額<br>(月平均) | 万円  |  |

Q 1. 「従来型ETC車載器」利用にあたっての車両単位割引への上乗せ措置が本年12月末で終了と発表されましたが、どのようにお考えですか。下欄にご記入ください。

Q 2. 「ETC2.0」の利用メリットとしてどのようなものがあればよいと思いますか。  
下欄にご記入ください。

Q 3. 車限令違反者に対する大口・多頻度制度上のペナルティの見直しがされる中で、「軸重違反車両」に対するペナルティが新たに課せられるようになりました。

「軸重違反」に対してどのようにお考えですか。下欄にご記入ください。

Q 4. 違反点数の累積期間が従来の3か月から2年間に延長されるとともに、NEXCO3社に限られていた車両制限令違反情報の共有がこの10月から首都高速・阪神高速・本四高速も加わり6社すべてで車限令違反車両にペナルティが課されるようになりました。これらにより、協同組合の連帯責任がクローズアップされますが、道路会社から警告措置を受けた組合員に対する対応等はどのようにされていますか。また、来年4月から対応方針の変更をお考えですか。下欄にご記入ください。

Q 5. 高速道路の料金制度や割引制度についてお考えのこと、また国の高速道路施策についてお考えのことがありましたらご記入ください。

Q 6. コーポレートカードを利用するに当たり、カードの日常管理や道路会社との契約にあたって、問題に思われていることはありますか。下記にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。本アンケートは、個人情報保護法を遵守し、政策、高速道路合同委員会のみの検討資料とさせていただきます。

《問合せ先》 日貨協連事業部 神谷・新井・太田 TEL: 03-3355-2035(直通)

平成28年11月22日（火）までにご返送ください